

成功へのキセキ

南の国の「ナンデシ」税理士

第62回 はじめての専門書が発売になりました！

はじめての専門書『相続・贈与と生命保険をめぐるトラブル予防・対応の手引』が新日本法規出版社から上梓されました。

時々、お仕事を一緒にしている弁護士の中込先生から、お電話をいただいたのは昨年5月ごろです。共著者として、専修大学教授の遠山先生も加わるとのこと。この時、私は6月に発刊された『ひとりりでできる人事・経理・労務の仕事が全部できる本』（ソーテック社）の原稿を書き始めたばかりでした。

私の場合、本を書く時間は土日しかありません。平日は、会計事務所の仕事が決まっていて、執筆にさける時間をとるのは難しいし、本を書くとなると頭のモードを切り替えなければならないので、平日は会計事務所のお客様に集中したいからです。そこに、専門書を一緒に書きませんか、という悪魔のお誘い（汗）。しかも、原稿の締め切りは8月末までとメールに書いてあるではありませんか！

まず最初に思ったのは、「絶対に無理だ」ということでした。無理な理由は、何といっても時間的に難しいこと。書き始めたばかりの原稿だけでも、期限までに終わらないかもしれないのに、もう一つ引き受けるなんて、絶対に無理！無理だと思った2つ目の理由は、これまで専門書というものを書いたことがないからです。ビジネス書は10冊以上書いていますが、一般の人向けの本は、専門用語をなるべく使わず、分かりやすく伝えることが大切です。普段から会計事務所では、お客さまに理解していただけよう、必要なことを最低限伝えるという訓練(?)をしているので、これは最も私の得意とするところですよ。

ところが専門書は、そうはいきません。税法に限らず、法律では全ての言葉に意味があります。たとえば、資本金なのか資本金等なのかで、税金の計算や処理方法が変わってくるのは、受験生の皆さんの方が詳しいかもしれませんね（笑）。無理だと思った3つ目の理由は、すでに決まっていたコンテンツの半分が、判例研究だったからです。

判例研究って、アナタ…。税理士会の研修で、セミナーを受けることはあっても、弁護士でなければ、法学部出身でもない私が、判例を分析して皆さまにお伝えるなんて、とても無理な依頼だーと、ビビってしまったわけです。

なので中込先生へは、「有り難いお誘いをいただき、ありがとうございます。とても興味のあるテーマなのですが、いま執筆中の本が1冊あり、原稿の締切が重なっているんで、時間を取るのが難しいのではないかと思います。」みたいな内容のメールをお返ししました。

自分的には、後ろ髪を引かれながらも、お断りしたつもり…だったのですが、話は前向きに進み、なぜか数日後には担当編集の森さんが、事務所に来てくれました。

原尚美の名前が入った企画書と、出来上がったコンテンツと、私のパート（税法部分）の詳しい内容と、執筆にあたっての注意点と、タイムスケジュールを持参して…。「えと、私じつは、いま1冊実用書を執筆中でして、2冊を同時に書くのは無理なので、このスケジュールだと間に合わないかもしれません…」

などとアピールしてみたのですが、森さんが帰られた数時間後には中込先生から、「引き受けていただき、ありがとうございます。頑張りましょう」というメールをいただき、すっかり執筆が確定してしまいました。

その時点で、ようやく私の腹は据わったのですが、現実問題として、最大の問題は執筆のための時間をどうやって作るかということです。平日の昼間はダメ。土日でもダメ。平日の夜も、お客さまとの打ち合わせや税理士会の会合で、ほぼ全部埋まっている状況です。残っているのは…。電車に乗っている時間と、打ち合わせと打ち合わせの間のスキマ時間ぐらい。うちの事務所は遠くのお客さまも多いので、電車に1時間乗るなんていうのは、珍しくありません。地方のお客さまを訪問するときは、飛行機に乗って、2時間なんてこともあります。

本当はこの移動時間は、私にはとって唯一、ぼーっと過ごせる安らぎの時間。でも3～4ヶ月の間ぐらい、休憩時間がなくても大丈夫！と決心しました。

また打ち合わせは、相手の都合もあるので、結構ムダに30分とか1時間とか、間の時間が空いてしまうことがあります。そんな時、カフェでメールチェックしたりして、時間を潰すのですが、まさに空き時間の宝庫！30分あれば、集中することは可能です。というわけで、時間の問題は解決！

次なるハードルは、判例研究です。この本は、前半部分が解説で、後半部分が判例研究となっています。

◆筆者 原 尚美（はら なおみ）プロフィール

税理士。東京外国語大学卒業。TACの全日本簿練（現：全国公開模試）「財務諸表論」「法人税法」で全国1位の成績を収め、税理士試験に合格。直後に出産。育児と両立させるため、1日3時間だけの会計事務所からスタートし、現在は全員女性のスタッフ約30名の規模にまで成長。一部上場企業の子会社やグローバル企業の日本子会社などをクライアントにもつ。ミャンマーに会計サービスの会社を設立し、海外進出支援にも力を入れている。著書に『小さな会社の総務・経理の仕事がわかる本』『小さな起業のファイナンス』（いずれもソーテック社）、『51の質問に答えるだけでできる「事業計画書」のつくり方（日本実業出版社）』『トコトンわかる株式会社のつくり方（新星出版社）』『世界一ラクにできる確定申告（技術評論社）』『一生食っていくための土業の営業術（中経出版）』など。その他、「経理ウーマン」「デイの経営と運営」など雑誌への寄稿や、商工会議所、中小企業投資育成株式会社、日本政策金融公庫などでの、セミナー実績も多数。

解説の方は、普段見慣れている相続税や所得税の条文なので、何とかなるかなーと思えたのですが、問題はやっぱり判例です。

法律用語にまったく自信がないし、法律文書特有の言い回しも、法学部の学生なら当たり前知っていることを知らない可能性が高いからです（ちなみに私は、外国語学部英米語学科卒業）。

と、悩みながらふと横を見ると、司法試験に受かったばかりのムスコがいるではありませんか（笑）。

そうだ！私にはグッドタイミングの助っ人がいるじゃない。というわけで、税法なんて分からないよーというムスコに、書きあげた判例研究の文章をチェックしてもらうことになりました。

内容はいいから。アナタが読んで、法律の世界で当たり前のことがおかしなことになっていないかをみてほしいの。あー、神さま！

なんて素敵な巡りあわせで、ムスコが試験に受かってくれたのでしょう。おかげさまで、ここに書くのも恥ずかしいような初歩的な指摘をムスコにされて、全面、書き直すことになったのです。

彼からの指摘は、アルファベットの使いかたでした。相続税の裁判では、たくさんの人物が登場し、相関図でもなければ、人物の関係性がなかなか分かりません。そこで私は、できるだけ人物の関係性が分かるように、家族ごとにX1、X2やA1、A2などとまとめたのです。

「お母さん、XとかYの使いかた、知らないの？」と言われ、まさに「へ？！そんな決まりがあるの？」状態。まったく無知というのは、恐ろしいことです。Xは原告、Yは被告、Zは第三者当事者、で第三者はA、B、Cを使うというイロハのイを知らなかったのですから。

内容的には分からないけど、後はおかしな点はないと言われ、一安心。それでも、本として出版するには、まだ

不安でいっぱい。おかしな箇所はないよというムスコのお墨付きをもらったので、安心して本物の（笑）弁護士に、さらに内容チェックをお願いすることにしました。

以前、税理士補佐人になるために慶應大学の大学院法学部で特別授業を受けたことがあります。その時、講師をしていただいたN先生に、勇気をだして電話をかけ、事情を話して原稿のチェックをお願いすることに。

数年ぶりの連絡だったにもかかわらず、先生に二つ返事で了承していただき、本当に助かりました。ありがとうございます。この場を借りて、御礼を述べたいと思います。

これでやっと安心して、編集さんに原稿を送ることができたのですが…。

案の定というか、実用書執筆のクセが抜けなくて、その後も赤字と付箋と質問だらけのゲラが何度も何度も差し戻される羽目になってしまいました。

たとえば、相続人Xで統一するべきところを、同じ表現を避けた方がいいのではと思い、文脈に応じて長男Xとか、納税者Xとか使い分けてしまったり。または、一時所得の計算式で、「収入を得るために支出した金額」とすべきところを、こっちの方が分かりやすいのではないかと思います、「これまで支払った保険料の総額」と書いてみたり。

専門書は正確性を追求するので、これらはまったく無駄なサービス精神だったというわけです。校正の皆さんには、本当にお世話になりました！ありがとうございます。直接お会いして、お一人ずつに謝ったり、感謝したい気持ちでいっぱいです。

そんなこんなで、やっと完成した1冊ですが、めちゃ楽しく、また自分でも勉強になりました。私以外の2人の先生は、本物の実力者ですから、弁護士の方、税理士の方、保険会社の方、お役に立つこと間違いなしです。

令和元年
10月10日
発売！！

相続・贈与と生命保険をめぐる
トラブル予防・対応の手引

共著 中込 一洋（弁護士）、遠山 聡（専修大学法学部教授）、
原 尚美（税理士）
新日本法規出版 4,500円＋税

民法・保険法・税法等の各分野に精通した専門家の共著による、相続税改正に対応した最新の内容です！【Q&A編】では、相続・贈与に伴い保険給付で問題となる場面を設定し、法務・税務の両面から解説。【事例編】では、相続・贈与をめぐる保険金請求権の有無等が争点となった重要な判例・裁判例を取り上げ、裁判所等の判断を紹介した上で「コメント」を加えています。是非、ご活用ください。

相続・贈与と生命保険をめぐる
トラブル予防・対応の手引

共著 中込 一洋（弁護士）
遠山 聡（専修大学法学部教授）
原 尚美（税理士）
新日本法規

60

61